

第17節 自主防災組織整備計画

第1項 自主防災組織育成計画及び活動計画

第2項 自主防災活動計画

《 基本方針 》

本市では、安全で快適なまちづくりのための施策が推進されているが、地域全体を安全にするためには関係機関の防災活動だけでなく、地域住民みんなの参加が重要である。また、住民自らが自分達のまちを守ろうとする事は、災害を未然に防止したり、被害を最小限に抑えることに役立つだけでなく住民相互の連帯感の育成にもつながるものである。

災害時に地域住民、事業所等が迅速かつ的確な行動がとれるよう、市は、地域住民を中心とした行政区単位の「地域自主防災組織」と危険物や文化財等を管理する機関・組織単位での「職域自主防災組織」に対し以下の項目等の育成・指導を行い、協力体制の確立に努める。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

- (1) 地域内の危険要素や危険箇所の調査点検とその周知
- (2) 避難路・避難所を含む防災施設・資機材の整備とその周知徹底
- (3) 地域内の要援護者の把握
- (4) 情報収集・伝達経路の確立
- (5) 防災訓練の実施

《 現況/課題 》

住民自らが自分達のまちを守ろうとする事は、災害を未然に防止し、被害を最小限に抑えることに役立つだけでなく、住民相互の連帯感の育成につながる。

本市では、行政区において自主防災組織が構築されており、そのほかに筑紫野市婦人防火クラブ、筑紫野市少年消防クラブが組織されており、それぞれ積極的な活動が行われている。

第1項 自主防災組織育成計画

《 計画目標 》

1. 自主防災組織育成計画

災害を予防するあるいは災害発生時の被害を最小限に抑えるには、公的機関の活動のみならずそれを補完する立場としての自主防災組織の活動が重要である。

しかしながら行政区における自主防災組織は構築されたものの、職域自主防災組織に関しては未だ不十分な状況にある。したがって、市は、自主防災組織育成の主体として今後、以下の計画に沿って自主防災組織の育成強化を図るものとする。

- 1) 市は自治会、自主防災組織等に対する指導助言を積極的に行い、組織率の向上、維持と実効ある自主防災組織の育成に努める。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。
- 2) 市は県と協力し、自主防災組織のリーダー等を育成するために、研修会等を開催し、地域における自主防災活動の推進を図る。
- 3) 自主防災組織の円滑な活動を期するため、防災資機材の配備について考慮する。
- 4) 市は、災害時において、自主防災組織の活動が的確に行えるよう、災害に関する情報の伝達、協力要請、活動指導等について必要な措置を講じる。
- 5) 自主防災組織の好事例を集め、管内で広報するとともに、連絡・実働体制が整っているか、要支援者を的確に把握しているか、必要な防災資機材を確保しているか、避難場所・避難経路を的確に把握しているか及び日頃の防災活動等を考慮して、優秀な自主防災組織の表彰をおこない自主防災組織の育成・指導に資するよう努める。

〈関係法令〉自主防災組織の基本方針

災害対策基本法 第5条第2項

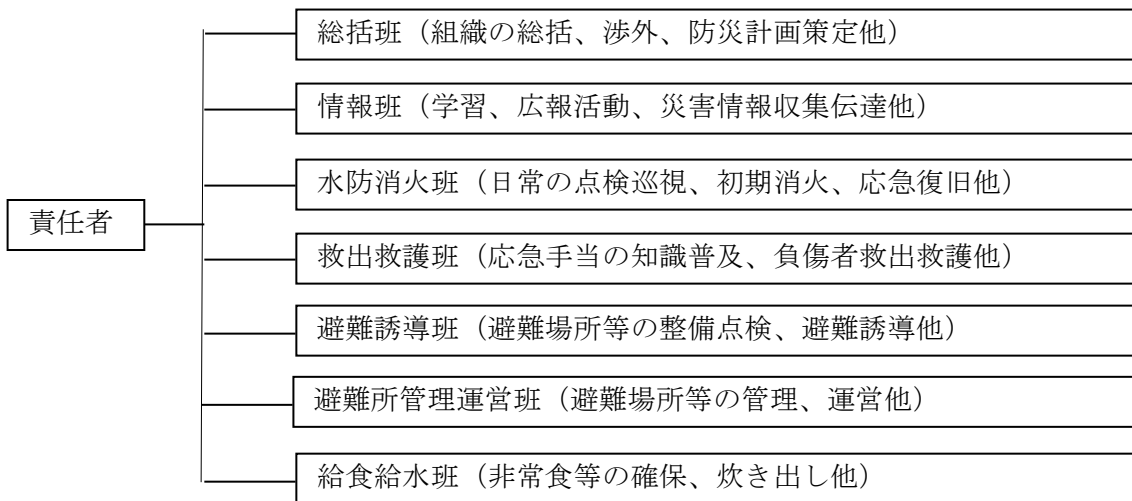
市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

(1) 地域自主防災組織の育成計画

市は自主防災組織に対し、日常及び災害時の組織運営や活動が円滑に進むよう、学習会や広報活動、防災訓練等の自主防災活動や防災資機材の整備、班編成等について指導及び助言を行い、組織の充実、活性化を図る。

《組織の編成例》

(行政区等を単位とした一般的な編成)



(2) 職域自主防災組織の育成計画

市は、次の計画に基づき、職域自主防災組織の結成と育成を推進する。

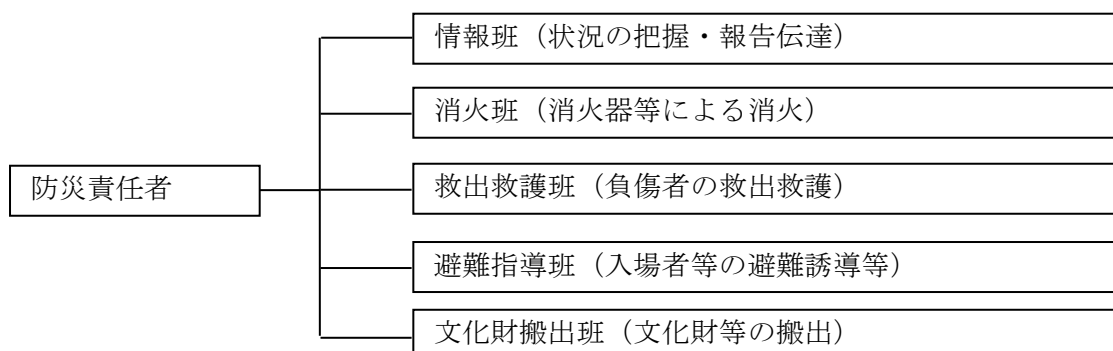
- 1) 学校（教育施設）公共施設等多数の者が出入りし、または利用する施設について、その施設の規模、形態等の実態に応じ、組織や施設の代表者及び責任者を中心とした職域自主防災組織の育成を推進する。

対象施設としては、次の施設があげられる。

- ア) 学校、公共施設、神社、病院等多数の者が出入りする施設
- イ) 重要文化財等を管理する神社、寺院等の施設
- ウ) 石油類、高圧ガス、毒劇物等を製造、保管及び取り扱う施設
- エ) 多人数が従事する工場、事業所等で、自主防災組織を設け災害防止にあたる効果が効果的であると認められる施設
- オ) 複合用途施設
利用（入居）事業所が共同である施設
- 2) 各職域自主防災組織に対しては、その組織に適応した規約及び防災計画、活動計画、体制等を確立しておくよう指導、助言する。

《職域自主防災組織の編成例》

(神社・寺院等を単位とした一般的な編成)



第2項 自主防災活動計画

1. 自主防災活動計画

自主防災組織による活動内容は、次のとおりとする。

(1) 平常時の活動内容

1) 自主防災組織の防災計画書の作成

地域を守るために必要な対策及び自主防災組織構成員ごとの役割をあらかじめ防災計画書などに定めておく。

ア) 地域及びその周辺の危険が予想される箇所の点検及びその状況と対策に関すること。

イ) 地域住民の任務分担に関すること。

ウ) 防災訓練の時期、内容等及び市が行う訓練への積極的な参加に関すること。

エ) 防災関係機関、組織本部、各班及び各世帯の体系的連絡方法、情報交換に関すること。

オ) 出火防止、消火に関する役割、消火剤その他資器材の配置場所等の周知徹底、点検整備に関すること。

カ) 避難場所、避難道路、避難勧告等の伝達、誘導方法、避難時の携行物資に関すること。

キ) 負傷者の救出、搬送方法、救護所の開設に関すること。

ク) 救助用資器材の配置場所及び点検整備に関すること。

ケ) その他自主的な防災に関すること。

2) 防災知識の普及

正しい防災知識を一人ひとりが持つよう映画会、講演会、研究会、訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。

主な啓発事項は、地震等の知識及び平常時における防災対策、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割等である。

3) 防災訓練の実施

総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、災害発生時の対応に関する事項を主な内容とする防災訓練を実施する。この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、市等と有機的な連携をとるものとする。

また、災害時要援護者に配慮した訓練の実施に努めるものとする。

ア) 情報の収集及び伝達の訓練

防災関係機関から情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

イ) 出火防止及び初期消火の訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消防用器具を使用して消火に必要な技術等を習得する。

ウ) 避難訓練

避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

エ) 救出及び救護の訓練

家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

オ) 炊き出し訓練

災害時の電気や都市ガスなどのライフラインが寸断された状況の下、自らが炊出しができるよう実施する。

カ) 災害図上訓練

市の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見いだし、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する、地元住民の立場に立った図上訓練を実施する。

キ)その他の地域の特性に応じた必要な訓練

4) 防災用資機材の整備・点検

消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検

5) 防災マップによる防災対応行動の周知

各戸に配布された市作成の防災マップには、市内に内在する危険や、災害時に必要となる施設等を表わしている。これによりの確な防災計画書を作成するとともに、一人ひとりの防災対応行動の敏活、的確化を図る。

6) 地域内の他組織との連携

地域内事業所の防災組織や地域におけるコミュニティ組織、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、福祉関係団体等と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努めるものとする。

7) 自主防災組織と昼間人口を構成する人々との連携の促進

地域においては、居住地と従業地（勤労者の勤務地や学生の活動拠点等）とが異なる住民も存在し、休日・夜間は居住地で生活を営み、平日・昼間は従業地で生活を営む住民も少なくない。平日・昼間は従業地で生活を営む住民は、就業していることから比較的体力がある若手や学生が多く、防災活動においては非常に貴重な戦力となりうる。そこで、このような昼間人口を構成する人々に対しても、従業地でも安全に共に活動を行えるよう、従業地の自主防災組織とともに、防災知識の教育、防災活動の体験などを実施し、災害時に従業地の自主防災組織、ひいては居住地での自主防災組織活動への協力もできるよう啓発・研修等に努める。

イ) 自主防災組織と地域コミュニティとの連携の促進

地域においては、自治会や町内会の高齢化や組織率の低下、活動の鈍化等が進行し、防災訓練や災害時の防災活動を行うとき、体力的に無理を強いることがある。

地域社会では、自治会や町内会の地域コミュニティのみならず、小・中学校PTA、スポーツ・文化クラブ、祭り実行委員会、地域おこしグループ等のコミュニティ、組織内の連携も活発であるコミュニティも存在し、このようなコミュニティも比較的体力があり、地域に愛着のある者が多く、防災活動においては非常に貴重な戦力となりうる。このようなコミュニティに対しても、安全に共に活動を行えるよう、地域の自主防災組織とともに、防災知識の教育、防災活動の体験などを実施し、災害時に自主防災組織活動への協力もできるよう啓発・研修等に努める。

(2) 災害発生時の活動内容

1) 初期消火の実施

家庭に対しては、火の元の始末など出火防止のための措置を講ずるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ、小型動力ポンプ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

2) 情報の収集・伝達

地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市等へ報告や、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動の実施に努める。

3) 救出・救護の実施及び協力

崖崩れ、建物の倒壊等により下敷きになった者が発生したときは、自らの安全を確保しつつ、救出用資機材を使用して速やかに救出活動の実施に努める。また、自主防災組織をもってしても救出できない者については、防災関係機関の活動に委ねることになるので、防災関係機関による救出活動の円滑な実施に必要な情報の提供等を行う。さらに、負傷者に対しては応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者がいるときは救護所等

へ搬送する。このため、地域ごとに災害時に利用できる病院等医療機関を確認しておく。

4) 避難の実施

市長の避難勧告又は警察官等から避難指示（緊急）等が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導する。

避難の実施に当たって、次の点に留意する。

ア) 避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。

a 市街地……………火災、落下物、危険物

b 山間部、起伏の多いところ……………崖崩れ、地すべり

イ) 円滑な避難行動がとれるよう、荷物は必要最小限度のものとする。

ウ) 高齢者、幼児、障害者その他自力で避難することが困難な災害時要援護者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させる。

エ) 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力等

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要になってくる。これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織としても炊き出しを行うほか、市が実施する給水、救援物資の配付活動に協力する。

《自主防災組織の活動内容例》

活動項目		活動内容
日常活動	学習活動	ア. 地域災害史や体験談の掘り起こし イ. 防災マップなどによる災害についての学習 ウ. 学習会や講演会の開催 エ. 応急手当知識の普及
	広報活動	ア. ミニコミ誌やパンフレット類の発行 イ. 防災啓発用ビデオや防災訓練記録ビデオの作成 ウ. 情報伝達経路の確立 エ. まちづくりマップの作成
	点検活動	ア. 地域内の危険箇所、施設、危険物等の点検及び巡視 イ. 避難路、避難施設の点検整備 ウ. 要援護者等の把握 エ. 防犯パトロール（夜間）との連携
	資機材整備	ア. 防災資機材の整備、点検 イ. 各家庭での防災用具整備の指導
	防災訓練	ア. 自主防災組織単位での防災訓練の実施 イ. 連合会等の単位での指導者防災訓練への参加 ウ. 市等が主催する防災訓練への参加
災害時活動	情報収集伝達	ア. 災害、被害情報の収集伝達 イ. 避難指示（緊急）、勧告の伝達 ウ. 防災関係機関への災害状況の通報
	水防消火活動	ア. 危険箇所の巡視並びに予防対策 イ. 被害箇所の応急復旧 ウ. 初期消火活動
	避難誘導活動	ア. 避難路、避難所の安全確認 イ. 避難路、避難所の指示 ウ. 要介護者、子ども等要援護者の避難補助 エ. 避難誘導
	救出救護活動	ア. 負傷者等の救出 イ. 負傷者等の応急手当
	避難所管理運営活動	ア. 避難所の管理全般 イ. 避難所の運営全般
	給食給水活動	ア. 食糧、飲料水等の確保 イ. 炊き出し等の給食活動 ウ. 給水活動 エ. その他の生活必需品等の配給
	その他の活動	ア. 文化財等の安全確保 イ. 治安活動、防災組織の育成

備考：自主防災組織単位での防災訓練においては、「情報の収集伝達」、「初期消火」、「避難誘導」、「負傷者の救出救護」、「炊き出し」、「災害時要援護者の早期避難」訓練等を重視して重点的に行う。